

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則及び佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 9 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第36号

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則及び佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
(佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)

第 1 条 佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則（令和 6 年佐賀県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（沿岸漁業改善資金の種類及び貸付けの内容並びにその 1 沿岸漁業従事者等、1 認定中小企業者及び 1 促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間等） 第 2 条 県の貸付けに係る沿岸漁業改善資金の種類及び貸付けの内容並びにその 1 沿岸漁業従事者等、1 認定中小企業者及び 1 促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間等は、次の表のとおりとする。ただし、東日本大震災（平成23年 3 月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者で、原子力災害（平成23年 3 月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者においては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和 7 年 3 月31日までに県の貸し付ける沿岸漁業改善資金の種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも次の表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ 3 年延長して適用するものとする。	（沿岸漁業改善資金の種類及び貸付けの内容並びにその 1 沿岸漁業従事者等、1 認定中小企業者及び 1 促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間等） 第 2 条 県の貸付けに係る沿岸漁業改善資金の種類及び貸付けの内容並びにその 1 沿岸漁業従事者等、1 認定中小企業者及び 1 促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間等は、次の表のとおりとする。ただし、東日本大震災（平成23年 3 月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者で、原子力災害（平成23年 3 月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者においては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和 8 年 3 月31日までに県の貸し付ける沿岸漁業改善資金の種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも次の表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ 3 年延長して適用するものとする。

改正前	改正後
略	略

(佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第2条 佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年佐賀県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(貸付金の利率、償還期間等) 第6条 略 2 前項及び次項の規定にかかわらず、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災（以下「東日本大震災」という。）により著しい被害を受けた者であって、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる被害を受けたこと又はその生産物（加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受け、かつ、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものにあつては、同法に基づき<u>令和7年3月31日</u>までに県の貸し付ける改善資金の償還期間は、13年以内（6年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、前項各号（第7号及び第8号を除く。）に掲げる資金にあつては、それぞれ当該各号に定める償還期間及び据置期間（第9号から第11号までにあつては、据置期間）を3年延長して適用するものとする。 3・4 略	(貸付金の利率、償還期間等) 第6条 略 2 前項及び次項の規定にかかわらず、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災（以下「東日本大震災」という。）により著しい被害を受けた者であって、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる被害を受けたこと又はその生産物（加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受け、かつ、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものにあつては、同法に基づき<u>令和8年3月31日</u>までに県の貸し付ける改善資金の償還期間は、13年以内（6年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、前項各号（第7号及び第8号を除く。）に掲げる資金にあつては、それぞれ当該各号に定める償還期間及び据置期間（第9号から第11号までにあつては、据置期間）を3年延長して適用するものとする。 3・4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。